

TOPICS

後期高齢者医療の 所得申告について

後期高齢者医療制度の加入者およびその同一世帯の人は、課税される収入がなく、税法上の申告義務がない場合でも、所得の申告が必要です。

収入が少ない世帯であっても、世帯の中に所得申告をしていない人がいると、保険料の軽減制度が受けられません。また、高額療養費の自己負担限度額が上がったり、食事代の減額が受けられなくなったりすることがあります。正しい判定をするためにも、毎年5月までには市役所税務課へ前年所得の申告をしてください。

ただし、次の方は改めて申告をしていただく必要はありません。

- ・ 所得税の確定申告をする人
- ・ 給与収入のみで、勤務先で年末調整をした人
- ・ 公的年金収入のみの人(遺族年金や、障害年金のみの方は申告が必要です)

☎市役所保険年金課(内線 126・127)

TOPICS

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します)。

※開館状況の確認や宿泊予約につきましては、各保養所に直接お問い合わせください。

ところ	協定保養所名	電話番号
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	(0562)82-0211
長野県木曽郡王滝村	おんたけ休暇村	(0264)48-2111
蒲安市	サンヒルズ三河湾	(0533)68-4696
江南市	すいとぴあ江南	(0587)53-5555 (予約専用番号)
豊田市	豊田市百年草	(0565)62-0100

利用方法

ご予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証および希望者に渡される利用カードを提示し、利用カードに押印を受けてください。(保険証は必ずお持ちください。マイナンバーカードは使用できません)

☎愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎(052)955-1205

新型コロナウイルスワクチン 予防接種のご案内

令和4年3月11日現在

ワクチン接種について

【3回目の接種をご希望の方】※国の方針により変更することがあります。ご了承ください。

2回目接種の接種終了後、6カ月以上経過した18歳以上の方が接種対象となります。

対象の方へは、接種時期を考慮して個別に接種券付き予診票を送付します。2回目接種より6カ月が経過しても接種券付き予診票が届かない場合は、市役所健康推進課までお問い合わせください。

2回目接種後に、弥富市へ転入された方は、接種履歴がなく、個別案内ができませんので、市役所健康推進課の窓口、または郵送にて接種券の発行の申請が必要です。ただし、2回目接種を受けてから5カ月以上経過した方が3回目接種の接種券発行申請をすることができます。詳しくは市ホームページに掲載しています。

使用するワクチンはファイザー社製またはモデルナ社製です。ワクチンの種類を確認の上、予約してください。ワクチンの説明書は市のホームページに掲載しております。

【1・2回目の接種をご希望の方】

<12歳以上の方>

疾病などでこれまでに接種ができなかった方などを対象に市内の個別医療機関で1回目・2回目の接種を実施しております。予約は、Webまたはコールセンターで受け付けしております。

<5歳から11歳までの小児用ワクチン接種をご希望の方>

5歳から11歳までのお子さんを対象に、市内の個別医療機関で1回目・2回目の接種を実施しております。5歳を迎えた方へは、誕生月の翌月上旬に接種券、予診票、ご案内を個別に送付します。予約は、Webまたはコールセンターで受け付けしております。

※5歳を迎えた方で早く接種を希望される方は市役所健康推進課へご相談ください。

※1回目接種の3週間後の同じ曜日・時間に2回目接種となりますので、必ず予定を空けておいてください。

1回目のみ必ず予約が必要です。2回目は不要です。

※予約の変更・キャンセルはコールセンターへお電話ください。

※新型コロナウイルスワクチン接種券の再交付およびワクチンパスポート発行、接種済証の再交付については、市役所健康推進課へお問い合わせください。

※ワクチン接種は健康観察の時間(30分程度)を含め45分~1時間程度かかります。

弥富市ホームページ
新型コロナウイルスワクチン
推進室からのお知らせ

弥富市新型コロナウイルス
ワクチン予防接種
Web予約はこちら



予約・☎弥富市ワクチン接種コールセンター ☎66-0097(平日午前8時30分~午後5時15分)

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

▼相談・受診方法

- ①発熱などの症状が生じた場合は、まずはかかりつけ医などに電話相談する。
- ②相談先が分からない場合や、かかりつけ医などで対応できない場合は、「受診・相談センター」や「電話相談体制を整備した医療機関」へ電話相談する。
- ③電話相談で案内された医療機関に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診する。

▼受診・相談センター

電話相談窓口	電話番号	受付日時
津島保健所	24-6999	【平日】9:00~17:30 (所管区域:津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)
夜間・休日 相談窓口	(052) 526-5887	【平日夜間】17:30~9:00 【土・日曜日、祝日】24時間体制

※診療・検査医療機関および電話相談体制を整備した医療機関につきましては、市ホームページでご確認ください。

愛知県救急医療情報センター

かかりつけの診療所などが開いていないとき、愛知県救急医療情報センターにおいても診療・検査医療機関を案内しています。

電話番号	受付日時
26-1133	(所管区域:津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村) 毎日:24時間体制